

記載例

土地売買等届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

坂東市長様

権利取得者(譲受人)

住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

茨城県坂東市岩井×××番地

氏名 ▲▲▲不動産㈱ 代表取締役 坂東太郎

(担当者又は代理人) 総務課 坂東花子

電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

1	不動産業
2	建設業
3	金融保険業
4	製造業
5	商業
6	運輸業
7	その他

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地に関する所有権(地上権・賃借権・その他)の移転(設定)をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。

記

契約の相手方等に関する事項	契約の相手方(譲渡人)の住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 茨城県坂東市岩井〇〇〇番地		氏名	坂東 一郎		契約締結年月日	年 月 日 〇 〇 〇						
土地に関する事項	番 号	所 在 地		地 目		面 積							
		登記簿	住居表示	登記簿	現況	登記簿(㎡)	実測(㎡)						
	1	〇〇町 1234	〇〇町1234番地	宅地	宅地	150	150						
	2	〇〇町 1234-1	〇〇町1234番地1	畑	山林	2,000	2,015						
3													
				計	2,150	計	2,165						
土地に関する事項	利用の現況	届出に係る権利以外の権利											
		所有権			所有権以外の権利								
	1	住宅	所有者の住所	所有者の氏名	種別	内容	権利者の住所	権利者の氏名					
2	山林	該当なし		賃借権	期間20年(残存15年)	〇〇市〇〇町〇〇番地	▲▲ ▲▲						
土地に関する事項	土地に存する工事物等に関する事項	種類	概要	移転又は設定に係る権利以外の権利									
	1	住宅	木造瓦葺2階建築後20年4,300㎡	所有権									
	2			該当なし									
土地に関する事項	土地に関する事項	移転又は設定の態様	地上権又は賃借権の場合				特記事項						
	1	売買	存続期間	残存期間	堅固・非堅固の別	地代(年額・円)							
	2	売買	該当なし										
土地に関する事項	対価の額等に関する事項	土地に関する対価の額等				工作物等に関する対価の額等							
	1	宅地	面積(㎡)	単価(円/㎡)	対価の額(円)	種類	対価の額(円)						
	2	畑(山林)	2,015	2,000	4,030,000円								
土地に関する事項	実測精算	計(a)				平均((b)÷(a))				計(b)			
	有	2,165				5,200				1,153,000			
	無	2,165				5,200				3,500,000			
土地に関する事項	土地利用目的	中高层共同住宅 3棟 延面積2,000㎡ 予定戸数 20戸				土地利用目的に係る土地の面積				2,165			
	土地利用目的に係る土地の所在	〇〇町 1234番地周辺				土地利用目的に係る土地の面積				2,165			
	利用計画の概要	人口面率	75 → 90 %		計画人口	240 人 (4人/戸)							
その他参考とすべき事項	(例) 借地権割合50% 抵当権は契約までに抹消する 建物は取り壊すため売買の対象としない 交換の場合は、被交換地の所在、面積等												

建物も売買の対象とする場合に記入してください。

地上権、賃借権等がある場合、記入してください

実測による面積の増減によって対価が精算される契約であるか否か○をつけてください。

今回届出の土地のみで利用する場合は届出面積を、隣接地を併合して利用する場合は併合後の面積を記入してください。

<記入上の注意事項>

- 1 「氏名」の欄には、法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「番号」の欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 3 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により記載すること。
- 4 「概要」の欄には、建築物その他の工作物にあつては、延べ面積、構造、使用年数等を、木竹にあつては、樹種、樹齢等を記載すること。
- 5 「移転又は設定の態様」の欄には、売買、交換等の登記原因の区分により記載すること。
- 6 「利用目的」の欄には、用途、規模等当該土地の利用目的を可能な限り詳細に記載すること。
- 7 「人工面率」の欄には、利用目的に係る土地の面積に占める樹林地、草地、水辺地、岩石地及び砂地（農地、採草放牧地及び芝生、庭園木等の植栽された土地を除く。）以外の土地の面積の割合の現況及び計画を記載すること。
- 8 「計画人口」の欄には、住宅団地における想定人口等を記載すること。
- 9 「その他参考となるべき事項」の欄には、土地に関する権利の移転又は設定と併せて権利の移転又は設定をする工作物等以外の工作物等に関する事項その他を記載すること。